

入 札 公 告

下記のとおり一般競争に付します。

令和 2 年 7 月 6 日

独立行政法人国立病院機構旭川医療センター

経理責任者 院 長 西 村 英 夫

1. 競争に付する事項

- (1) 調達件名 旭川医療センター外来管理診療棟等 会議室等の什器備品一式の調達
- (2) 調達案件の内容等 現在施工中の外来管理診療棟等建替工事の第3期工事の完成に伴い新設・更新する什器備品である。
詳細は入札説明書・仕様書による。
- (3) 納入期限 令和2年9月30日迄
(9月下旬の工事完成後の納入となることから、各種作業と調整のうえ、納期を詳細に定める場合がある)
- (4) 納入場所 国立病院機構旭川医療センター内 指定の場所
- (5) 入札方法
第一交渉権者の決定は、最低価格方式をもって行う。
 - ① 入札者は、本体価格のほかその他の契約に要する一切の諸経費を含めた金額を見積もるものとする。
 - ② 第一交渉権者決定にあたっては、入札書に記載された当該金額に10%に相当する額を加算した金額をもって最低(交渉)金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除

2. 競争参加資格

次の要件を全て満たしている者であること。

- (1) 契約細則第5条に規定される次に該当する者は、競争に参加することができない。
ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - ① 契約を締結する能力を有しない者
 - ② 破産者で復権を得ない者
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
 - ④ 独立行政法人国立病院機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成27年規程第63号)第2条各号に掲げる者
- (2) 契約細則第6条に規定される次の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後2年を経

過していない者（これを代理人、支配人その他使用人として使用する者についても、同様とする。）は競争に参加することができない。

- ① 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
 - ③ 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由なく契約を履行しなかった者
 - ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - ⑦ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - ⑧ 上記①～⑦に類する行為を行なった者
- (3) 指名停止を受けていないこと、また、指名停止を受けたが、既にその期間を経過したか、又は対象地域から除外されていること。
- (4) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）『物品の販売』のA、B、C又はD等級に格付けされ北海道地域の競争参加資格を有する者。なお、競争参加資格を有しない申込者は速やかな資格審査申請を行うことが必要となる。
- (5) 契約細則第4条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 購入する物品を指定する日時、場所に十分納品することができること。
- (8) アフターサービスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3. 入札書等の提出場所及び期間 等

(1) 提出場所

場 所：〒070-8644 北海道旭川市花咲町7丁目4048番地
独立行政法人国立病院機構旭川医療センター企画課 契約係

期 間：令和2年7月6日～令和2年7月21日 15時まで

入札書提出方法は持参または郵送とし、ファクシミリ、電子メールその他の方法を認めません。

(2) 照会先：旭川医療センター企画課業務班長 鈴木 TEL 0166-51-3161（内線 375）

(3) 入札説明書及び仕様書等の交付方法：上記(1)の提出場所にて交付する。

4. 開札の場所及び日時

場 所：〒070-8644 北海道旭川市花咲町7丁目4048番地
独立行政法人国立病院機構旭川医療センター 2階研修室

開札日時：令和2年7月22日（水） 11：00

開札の場所への入室は1業者当たり1人です。開札場所での業者間の会話及び携帯電話の使用はご遠慮下さい。

5. その他必要な事項

(1) 入札及び契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国貨幣

(2) 入札者に要求される事項

①入札及び契約に必要な書類の書式は、それぞれ所定の様式により作成しなければならない。

②この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書を、本公告2(4)から(5)、の資格を有することを証明する書類とともに、本公告3(1)の入札書の受領期限までに提出しなければならない。なお、入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるものについて説明を求められた場合はそれに応じなければならない。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

(4) 契約書の作成の要否 要

(5) 契約の相手方の決定方法及び契約価格の決定

提出された有効な入札書のうち、予定価格の範囲内で入札額を提示した方を契約交渉権者（複数の場合は入札額に従い交渉順位を付し、同価の場合はくじ引きにより交渉順位を決定する。）とし、第一交渉権者と契約価額を交渉により決定する。第一交渉権者との交渉が不調となった場合、又は交渉開始から10日以内に締結に至らなかった場合は、経理責任者は次順位交渉権者と交渉を行うことができる。

(6) その他 詳細は入札説明書による。